

独立行政法人地域医療機能推進機構  
西日本地区 事務総合職キャリア採用選考実施要領

(目的)

第1条 この要領は、JCHO西日本地区管内の病院等で不足する中堅管理職の業務を担うことができる社会人経験者（キャリア）を採用することにより、必要な事務職員の充足を図り、病院等が健全な経営を行っていくための事務部門の強化につなげることを目的とする。

(実施体制)

第2条 採用選考は西日本地区管内病院の協力を得て地区事務所において実施する。

- 一 実施に関する日程：令和7年3月14日～令和8年3月31日
- 二 募集人数：若干名
- 三 面接試験の会場：JCHO西日本地区管内病院または西日本地区事務所

(応募資格)

第3条

- 一 年齢は採用予定日現在で60歳未満の者とする。
- 二 学歴は高等学校卒以上とする。
- 三 職歴は医療業に限らず民間企業、官公庁等において5年以上従事した経験を有し、事務職基本給表の2級以上の格付けが可能な者とする。  
なお、以下の経験を有している者は積極的に採用するものとする。
  - ・ 医療機関、福祉施設、健診施設における勤務経験
  - ・ 部下の指揮監督経験、業務のマネジメント経験
  - ・ 財務・経理、経営分析、人事・給与・労務管理の他、医事業務等の実務経験  
(他業種における営業職等の経歴を持ち、健診事業の営業等での活躍が期待できる者等も可)
- 四 既にJCHOの病院等で非常勤職員等として勤務している者について  
既にJCHO病院等で勤務をしている任期付職員、非常勤職員、派遣職員についても、常勤職員として採用する場合は、経験年数等の実質的要件を満たせば本試験区分を受験させ、選考する（事務総合職としての活躍が期待できる者について、事務部長等から個別に採用情報を伝達することは差し支えない）。  
経験年数が5年に満たない者は、夏の事務総合職採用試験を案内する。

## 五 不適格条項

以下に該当する者の応募は、受け付けないものとしその旨を公募時にも公表する。

- ・成年被後見人又は被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒解雇（国家公務員、地方公務員、独立行政法人職員での相当の処分を含む）の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した者
- ・外国籍のみを有する者で、日本国内における活動に制限のない在留資格（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者）を有しない者

## （選考方法）

### 第4条

- 一 書類選考は職務経歴書及び志望動機説明書により行う。
- 二 適性試験は、パーソナリティに関する項目を必須とし、WEB方式により実施するものとする。なお、必要に応じて言語理解及び計数理解等の項目を追加することは可。
- 三 面接は原則、1回とし、統括部長、事務(部)長又は地区の総務経理課長等、病院の課長（総務企画課に限らない）又は課長補佐・事務長補佐の3人で面接することとし、内1名は必ず女性職員とする。

## （実施時期等）

### 第5条

- 一 実施時期は令和7年3月1日～令和8年3月31日とする。
- 二 採用が決定した者の入職時期は、当該応募者と協議の上、決定する。ただし、採用決定から入職まで1年以上要してはならない。

## （採用後の処遇等）

### 第6条

- 一 初任給は独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第12条第2項に基づき決定するが、同規程別表8ニ「事務職基本給表初任給基準表」の定めに関わらず2級以上の格付けとする。
- 二 原則、係長以上のポストで配置するが、職場の状況等により、直ちに係長に配置することが困難である場合は、2級職の「主任」として配置し、一定期間勤務後、係長に配置換する運用をしても差し支えない。

また、課長補佐・事務長補佐以上の職位で配置する場合は、本部総務部人事課に事前協議を要する。

三 各地区事務所及び病院は採用後にJCHOの制度等（給与・契約等）に関する研修を実施するものとし、また、本部及び各地区事務所等で開催される各種研修への積極的な参加促進を図るものとする。

四 人事管理は地区事務所が実施するものとし、原則として西日本地区管内病院又は地区事務所で勤務をするものとする。

ただし、任命権者の発令により、本部（東京都）や官公庁（厚生労働省等）等で勤務をする場合もあるものとする。

また、ある病院等で勤務していた非常勤職員等が採用された場合、勤務先は当該病院に固定せず、他の病院等への異動も実施するものとする。

本件については、公募時に明示・説明すること。

五 昇任・昇給については、それぞれ独立行政法人地域医療機能推進機構職員人事規程・職員給与規程に基づき行う。ただし、採用時の年齢が高く、標準的な昇任年数では能力に応じた処遇が困難な場合は、本部総務部人事課に協議すること。

(その他)

#### 第7条

一 募集広報について、業務内容や勤務場所、処遇等、必要事項については必ず記載すること。各病院のホームページ等においても積極的に告知すること。また、業務説明会（オンラインで実施しても可）も積極的に開催し、優秀な人材の確保に努めること。

二 採用にあたっては、労働条件通知書の交付等、必要な手続きを適切に行うこと。

三 試用期間については、独立行政法人地域医療機能推進機構就業規則第76条第1項においては採用の日から起算して6月間を試用期間と定め、第2項においては「採用における試用期間中の職員は、勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいて機構に引き続き雇用しておくことが適当でないと認める場合には、何時でも降任させ、又は解雇することがある。この場合において、試用期間が14日を超えた者の解雇については、第84条の規定によるものとする。」と定めている。

採用後に勤務実績の不良や心身の故障等が発覚し、指導・治療を行っても改善の見込みが無く、引き続き雇用しておくことが適当でないと認められる場合には、試用期間内に退職勧奨を行う等、適切な措置を講じること。

なお、退職勧奨等に当たっては、訴訟等に備え、当該職員の勤務状況、勤務態度、心身の故障等について、具体的な内容を記録しておくこと。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。